

計画の目標

「豊かで美しいひょうごの里海の実現（仮称）」

水質の保全及び管理並びに水産資源の持続的利用の確保	沿岸域の環境の保全、再生及び創出並びに自然景観及び文化的景観の保全
海洋プラスチックごみを含む漂流・漂着・海底ごみへの対応	気候変動等への対応
基盤的な施策	

基本的な施策

1 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続的利用の確保

(1) 水質の保全及び管理の推進

水質汚濁防止法の遵守、有害化学物質等の低減対策、家畜排せつ物の適正な管理、赤潮監視通報体制の適切な運用、生活排水処理施設の整備推進・維持管理の適正化

(2) 栄養塩類管理の推進^(新)

計画的な栄養塩類供給の推進、新たな供給方策の効果・影響を含む調査・研究の実施

(3) 底質環境等の改善等

浚渫や海底耕うん等による底質改善対策の推進、海砂利採取禁止の継続、底生生物の保全

(4) 油等による汚染の防止

事故による海洋汚染の未然防止

(5) 生物の生息環境の整備等

増殖場整備の計画的な実施、生物共生型護岸等の環境配慮型構造物の採用

2 沿岸域の環境の保全、再生及び創出並びに自然景観及び文化的景観の保全

(1) 藻場・干潟等の保全、再生及び創出^(新)

アマモ場等の保全・再生及び創出の促進、ブルーカーボンの取組促進

(2) 自然海浜の保全等

海水浴、潮干狩り、海釣り等の自然とのふれあいの場の維持・管理

(3) 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮

埋立の回避・埋立必要規模の最小化、不可避な埋立てにおける配慮、環境影響評価の実施

(4) ツーリズム等の推進

豊かな自然や地域資源の価値や魅力を活かした漁業体験の受入など海業等の推進

(5) 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復

陸域と海域における水循環・物質循環機能の構築のための取組の推進、森林整備、農地の適切な維持管理

基本的な施策

3 海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の除去・発生抑制等

(1) 海岸漂着物等の除去及び内陸地域を含む発生抑制の推進^(新)

海岸漂着物の円滑な回収・処理及び発生抑制の推進、マイクロプラスチック調査の推進

(2) プラスチックごみ対策の推進^(新)

生分解性プラスチック等代替素材への転換促進、プラスチック廃棄物の排出抑制、自主回収・リサイクルの円滑化

(3) 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行^(新)

「プラスチックごみゼロアクション」の取組を推進、地域循環経済への移行を推進

4 気候変動等への対応を含む環境モニタリング、調査研究等の推進

(1) 監視測定の実施、調査研究等の推進^(新)

環境モニタリング体制の維持・拡充、気候変動がもたらす生物多様性・生物生産性への影響や適応策の調査研究等の推進

(2) 技術開発の促進等^(新)

廃棄物等の再利用や藻類養殖における高温耐性種の技術開発の推進

(3) 最新の科学的知見に基づく評価^(新)

海域の生態系メカニズムの解明に向けての調査・研究の実施

5 基盤的な施策

(1) 広域的な連携の強化等

瀬戸内海環境保全・知事市長会議等との連携、湾灘協議会等の活用促進

(2) 情報提供、広報の充実

広報媒体の活用やイベント等の開催

(3) 豊かな海（里海）の普及及び県民参加の推進^(新)

豊かな海（里海）の普及啓発の推進、企業・NPO・関係団体・行政などの連携による県民参加に向けた取組の推進

(4) 環境教育・環境学習の推進

児童・生徒等に対する自然体験学習の充実や機会の提供、活動団体の支援

(5) 国内外の閉鎖性海域との連携

公益財団法人国際エメックスセンターとの連携による情報発信

改定スケジュール

令和5年2月15日	湾灘協議会幹事会
令和5年3月～	水環境部会
令和5年秋頃	計画改定（予定）

瀬戸内海の環境保全に関する兵庫県計画

◆瀬戸内海の環境保全に関する兵庫県計画の概要（H28.10）

○平成27年9月の瀬戸内海環境保全特別措置法（以下、瀬戸内法）の改正を受け、兵庫県では、瀬戸内海を豊かで美しい里海として再生するため実施すべき取組をまとめた、「瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画」を策定

瀬戸内海環境保全特別措置法【H27.10.2公布・施行】

＜基本理念＞（第2条の2）
瀬戸内海をその多面的価値・機能が最大限に発揮された豊かな海（里海）とする。

※ 関係13府県において、昭和56年7月に府県計画が策定。昭和62年、平成4年、9年、12年、14年、20年に変更が行われた。

【H27.2.27変更】
「瀬戸内海環境保全基本計画(第3条)」基本理念にのっとり、「沿岸域の環境保全、再生及び創出」等の4項目を柱に策定。

「瀬戸内海環境保全基本計画(第4条)」基本理念にのっとり、かつ、基本計画に基づき、策定。

瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画

水質の保全及び管理の推進

- 水質の保全及び管理の推進
- 底質環境の改善
- 油や有害化学物質等による汚染の防止
- 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復

沿岸域の環境の保全・再生及び創出

- 藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全・再生・創出
- 底質改善対策・窪地対策の推進
- 環境配慮型構造物の採用

水産資源の持続的利用の確保

- 適正な栄養塩管理等による生物の多様性及び生産性の確保
- 資源管理の取組による水産資源の維持・増大
- 有害動植物の駆除等

自然景観及び文化的景観の保全

- 自然公園等の保全
- 漂流・漂着・海底ごみ対策等の推進
- ツーリズムの推進

基盤的な施策

- 環境保全に関するモニタリング、調査・研究及び技術の開発等
- 広域的な連携の強化等
- 環境保全思想の普及及び住民参加の推進

令和3年6月の瀬戸内法の改正を受けて、同法に基づく
瀬戸内海環境保全基本計画を変更

瀬戸内法の基本理念に加えられた「気候変動」の観点も踏まえ、
新しい時代にふさわしい「**里海づくり**」を総合的に推進



県では、豊かで美しい瀬戸内海の再生に向け、瀬戸内海環境保全基本計画を
踏まえ、兵庫県計画を改定する。

瀬戸内海環境保全基本計画の概要（R4.2閣議決定）

◆新・基本計画のポイント

・各地域が主体となって、地域の実情に応じた「海域ごと」、「季節ごと」の視点を踏まえ、きめ細やかな**栄養塩類の管理や藻場・干潟等の保全・再生・創出といった「里海づくり」を推奨**

・**気候変動や海洋プラスチックごみ**といった、近年クローズアップされてきた課題については、個々の地域での取組に加え、内陸域も含む瀬戸内海地域全体で連携した取組を促進

「瀬戸内海の水質改善」から、



「地域の実情に応じた里海づくり」へ



瀬戸内海環境保全基本計画

水質の保全及び管理

水産資源の持続的利用の確保

- 水環境管理の観点からの汚濁負荷の低減
- 下水道等の整備の促進等
- 湾奥部をはじめとする底層環境等の改善
- 油等による汚染の防止
- 順応的な栄養塩類の管理等
- 水産資源を含む生物の生息環境の整備等

沿岸域の環境の保全・再生及び創出

自然景観及び文化的景観の保全

- 自然海浜等の保全等
- 海砂利の採取の抑制
- 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮
- エコツーリズム等の推進
- 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復
- 島しょ部の環境の保全

海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の除去・発生抑制等

- 海岸漂着物等の除去及び内陸地域を含む発生抑制の推進
- プラスチックごみ対策の推進
- 循環経済への移行

気候変動への対応を含む環境モニタリング、調査研究等の推進

- 監視測定の実施、調査研究等の推進
- 技術開発の促進等
- 栄養塩類管理等における、最新の科学的知見に基づく評価

基盤的施策の着実な実施

- 環境保全思想の普及、広域的な連携の強化等
- 情報提供、広報の充実
- 環境教育・環境学習の推進
- 国内外の閉鎖性海域との連携
- 国の援助措置